

別表 1

番号	937
特定事業の名称	NPO法人による職業紹介に対する支援事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特になし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特になし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の各号のいずれにも該当するNPO法人が就労支援業務を行うために必要であると認めて、内閣総理大臣による特区計画の認定を申請し、その認定を受けた場合は、当該NPO法人が、求職者との職業相談の過程において、ハローワークインターネットサービス上に事業所名非公開として掲載されている特定の求人を職業紹介すべき求人として選択し、当該NPO法人ごとに国が指定する公共職業安定所に対して当該求人の事業所名を照会した場合、当該公共職業安定所が当該求人事業主に対して、当該NPO法人に当該事業所名を開示することの可否を確認し、その了解が得られた場合にこれを当該NPO法人に開示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特区内に設置された地域若者サポートステーションを運営するものであること</li> <li>2. 職業安定法（平成22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可を得ており、特区内において、当該許可の範囲内で職業紹介事業を行うものであること（ただし、有料職業紹介事業の許可を得ている場合であっても、本特例措置を活用して行う職業紹介については、求人者及び求職者から手数料を徴収しないものとする。）</li> </ol>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、本特例措置の適用を受けることを希望するNPO法人が、その所在地を管轄する都道府県労働局に、適用申請を行う。</li> <li>2. 申請を受けた都道府県労働局は、当該NPO法人からの照会を受け付ける公共職業安定所を指定し、これを当該NPO法人に通知する。</li> </ol>

別表 1

番号	938
特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>イ サービス管理責任者は、（１）から（６）までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ（１）から（６）までに定める要件を満たす者とする。</p> <p>（１） 生活介護又は療養介護（一）及び（二）に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>（一） a及びbの期間が通算して5年以上である者、cの期間が通算して10年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>i 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ii 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iii 障害者支援施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者雇用支援センター、同法第34条に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>vi 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。）</p>

b iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

i 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 略

(2) 児童デイサービス (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(3) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助

(一) 及び (二) の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(4) 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。) (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(5) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。) (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(6) 略

特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。</p> <p>認定を受けたときは、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上を通算3年以上に、通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	1223
特定事業の名称	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	フルトレーラ連結車に係る特殊車両通行許可の長さの限度値は19メートル。
特例措置の内容	フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。）について、実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行う際、当該実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結、特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、車両の長さについて、21メートルを上限値として許可することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、地域の特性に応じた肉などの利用や農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があり、当該特区において、ノヤギのみを捕獲等するために必要な措置を実施していると認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについて、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし